入札説明書

本市が発注する「大津市立小中学校の不用薬品の収集運搬及び処分業務」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

１　競争入札に付する事項

(1)　委託業務名　大津市立小中学校の不用薬品の収集運搬及び処分業務

(2)　委託期間　　契約締結日から令和９年２月２８日まで

(3)　業務概要　　仕様書のとおり

２　競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3)　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(4)　大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(5)　本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ㈠にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア　資本関係

㈠　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

㈢　㈠又は㈡と同視しうる関係にあると認められる場合

イ　人的関係

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

⒜　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

⑹　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

⑹　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

⑹　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずるもの

⑷　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

⑺　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑻　⑺から⑺までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6)　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 産業廃棄物の積込み及び積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）第１４条第１項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：「汚泥」、「廃油」、「廃酸」、「廃アルカリ」）を受けている者であって、次のア又はイに該当するものであること。

ア産業廃棄物の処分を行う区域を管轄する都道府県知事から、廃棄物処理法第１４条第６

項の規定による産業廃棄物処分業の許可（品目：「汚泥」、「廃油」、「廃酸」、「廃アルカリ」）を受けている者（以下「処分業者」という。）

イ　処分業者と業務提携を行っている者

(8)　令和８年度大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（取扱業務として「廃棄物収集運搬・処理」を希望している者に限る。）であること。

(9) 過去５年間（令和３年４月１日から令和８年３月３１日までをいう。）に、国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体との間で、本件と種類をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらを全て履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

３　入札参加資格の審査の申請方法

(1)　入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第４号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア　一般競争入札参加確認申請書及び誓約書（令和８年度分で大津市の入札参加申請（以下「指名願」という。）を提出している者は、「指名願提出済」欄にレ点を付すこと。）

イ　汚泥等の収集運搬に必要となる産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し

ウ　汚泥等の処分に必要となる産業廃棄物の処分業の許可証の写し（前項７号のイに該当する者については、業務提携者の有する許可証の写し）

エ　入札参加資格審査結果通知返信用封筒（長形３号の封筒に返信先を記載し、４６０円切手を貼り付けたもの）

オ　実績調書（実績調書に記載した実績に係る契約書等の写しも添付すること。）

(2)　前号アに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、指名願において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合は、提出書類の申請者は受任者でもって記名することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。

(3)　申請者は、第１号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(4)　入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

ア　受付期間

(ｱ)　持参による申請の場合

令和８年１０月２９日（木）から１１月１１日（水）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで

(ｲ)　郵送による申請の場合

令和８年１０月２９日（木）から１１月１１日（水）まで

イ　受付場所及び郵送先

〒５２０－００３７

大津市御陵町３番１号

大津市教育委員会事務局学校教育課（大津市役所別館２階）

電話０７７－５２８－２６１７

ウ　方法

(ｱ)　持参による申請の場合

持参により、ア(ｱ)の受付期間にイの受付場所へ提出（必着）することとする。

(ｲ)　郵送による申請の場合

一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、ア(ｲ)の受付期間に、イの郵送先に到達するよう郵送（必着）しなければならない。入札参加資格審査結果通知書が到着するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請書等の到達確認の問い合わせには、一切応じない。

(5)　郵送費を含め書類の作成に係る費用は、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(6)　提出された書類は返却しない。

4　入札参加資格の審査及び通知

(1)　入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和８年１１月１２日（木）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(2)　審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(3)　入札参加資格がないと認定された者には、第１号の通知書にその理由を付す。

なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和８年１１月１７日（火）までに大津市教育委員会事務局学校教育課へ、その旨を記載した書面を提出すること。

5　契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市教育委員会事務局学校教育課において閲覧することができる。

閲覧期間は、令和８年１０月２９日（木）から同年１１月２４日（火）まで（市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

6　入札条件

(1)　入札方法　郵便入札

(2)　郵送方法

入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）を次号の封入方法で郵送により提出すること。

一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、開札が終了するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。

入札書等は第４号の到達期限までに、「大津市役所内郵便局」に必着とする。この場合において、指定した方法以外の郵送、持参、電報、電子メール又はファックス等によるものは認めない。

郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請書等の到達確認の問い合わ

せには、一切応じない。

(3)　封入方法及び送付先

入札書等を封筒に入れ、別記１「郵便入札送付用封筒記載例」に基づき、封筒表面には「開札日」及び委託業務名「小中学校の不用薬品収集運搬処分業務」を記入の上「入札書在中」と記入し、封筒表面又は裏面には入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、「大津市役所内郵便局留、大津市役所教育委員会事務局学校教育課行」として郵送すること。

入札書等の郵送先

〒５２０－００３７　大津市御陵町３番１号

大津市役所内郵便局留

大津市教育委員会事務局学校教育課

(4)　入札書等の到達期限　令和８年１１月２０日（金）

(5)　入札（開札）日時　　令和８年１１月２４日（火）午前１０時

(6)　入札（開札）場所　　大津市御陵町３番１号　大津市役所別館２階　委員会室１

(7)　入札保証金　大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「契約規則」という。）第５条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

(8)　予定価格　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(9)　最低制限価格　設定しない。

(10)　契約保証金　　契約規則第２４条による。

(11)　入札回数　　３回までとする。

(12)　支払条件　　一括払とし、全ての検査に合格後、適法な請求を受けた日から３０日以内とする。

(13)　落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじにより決定する。

この場合において、同価の入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者がくじを引くものとし、立会人として参加してもくじを引かない又は参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引き落札者を決定する。

なお、落札者と決定された日から７日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(14)　入札に関する注意事項

ア　入札書は、本市の指定様式とし、入札参加申請書の本社の代表者名（当該申請書で支社・支店・営業所長等に全権を委任している場合は、その者）で行うこととし、代理人による入札は認めない。

イ　入札時には必ず見積内訳書（委託業務名、入札者の所在地・名称又は商号名・代表者職氏名を記載）を添えて第２号の郵送方法により提出すること。見積内訳書は一式

計上ではなく、積算内容が分かるものとすること。見積内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。

なお、入札書の入札金額と見積内訳書の合計金額は、必ず一致させること。

ウ　入札書等は、日本郵便株式会社大津市役所内郵便局から本市に到達したときをもって入札書等の提出があったものとみなし、本市到達後の入札書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。また、郵便事故等については入札者のリスク負担とする。

エ　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

オ　開札の立会い

㈠　入札参加者は開札に立会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書（様式第５号）を令和８年１１月１９日（木）正午までに大津市教育委員会事務局学校教育課へ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、大津市教育委員会事務局学校教育課へ電話連絡すること。

送信先アドレス　otsu2402@city.otsu.lg.jp

送信先ファックス番号　０７７－５２３－５７３５

電話番号　０７７－５２８－２６１７

㈡　本人又は法人の代表者以外の者（以下「代理人」という。）が立会いを希望する場合は、立会人委任状（様式第６号）を開札当日に持参しなければならない。

㈢　代理人は、同一入札において、２者以上の代理人となることはできない。

㈣　入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、施行令第１６７条の８第１項及び契約規則第１０条第２項に基づき、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ、開札するものとする。

㈤　㈠に定めた期日までに開札立会申請書（様式第５号）の提出が無い者は開札に立会うことができない。また、開札立会申請書（様式第５号）が提出されている者であって代理人が立会を希望する場合、開札当日に立会人委任状（様式第６号）を持参しなければ開札に立会うことができない。

カ　入札説明会

実施しない。

キ　質問について

疑義等がある場合には令和８年１１月５日（木）までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市教育委員会事務局学校教育課へ電子メールにて送信すること。質問に対する回答は、同月１０日（火）以降に本市ホームページ上

に掲載する。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては、確認のため送信した旨を学校教育課へ電話連絡すること。

質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス　otsu2402@city.otsu.lg.jp

電話番号　０７７－５２８－２６１７

ク　入札の無効

⑺　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ａ　契約規則第１３条各号のいずれかに該当する入札

ｂ　鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

ｃ　一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

ｄ　持参、宅配便等で学校教育課に直接提出された入札

ｅ　第６項第４号の到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札

ｆ　大津市役所内郵便局において学校教育課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札

ｇ　入札書又は見積内訳書が同封されていない入札

ｈ　１枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札

ｉ　入札書に記名押印がない入札

ｊ　入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札

ｋ　入札書に件名のない又は件名に間違いのある入札

ｌ　封筒に記載された委託業務名と入札書等に記載された委託業務名が相違する入札

ｍ　封筒に記載された入札者の所在地、商号、名称又は代表職氏名が、入札書等に記載されたものと相違するとき。

ｎ　入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ｏ　同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。

⑴　⑺の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

ケ　入札の辞退

入札日前日の午後５時までに大津市教育委員会事務局学校教育課へ辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、入札書等を郵送した後であっても入札の辞退を認めるものとし、その申出は辞退届の提出をもって行う。

コ　再度入札

開札の結果、落札者がなく当該入札を中止する理由もない場合は、２回を限度として再度の入札を執行することとし、再度入札の入札書受付期間、入札（開札）日時その他必要事項を再入札通知書により通知する。

サ　入札結果の通知等

落札者を決定した場合は、落札者には速やかに電話又はファックス（当該入札の立会人として参加している場合は口頭）により連絡するとともに書面にて契約締結に必要な事項を指示することとし、落札者以外の入札参加者には、当該入札の立会

人として参加の有無にかかわらず、入札結果を書面にて通知する。

また、入札結果は大津市ホームページに掲載するとともに、その写しを大津市教育委員会事務局学校教育課において閲覧に供する。

シ　異議の申立

入札参加者は、関係法令等及び入札説明書に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合も同様とする。

ス　費用の負担

郵送費を含め当該入札に係る費用については、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

セ　その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7　この入札に関する問合せ先

〒５２０－００３７　大津市御陵町３番１号 大津市教育委員会事務局学校教育課

電話　０７７－５２８－２６１７